

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
市民生活部 市民課
指 摘
<p>備品台帳及び物品現在高調書の記載において、次の誤りが見受けられたので、改善を図らねたい。</p> <p>(ア) サーバー室の撤去に伴い廃棄していた入退室管理装置について、棄焼却の手続き及び払出しの記録がされていなかったため、現物と備品台帳及び物品現在高調書の現在数量が不一致となっていた。</p> <p>(イ) 取得価額が2万円未満であるなど消耗品とされる物品について、備品台帳から削除されていないもの及び備品台帳に新たに記載しているものが複数あった。</p>
措 置 状 況
<p>(ア) ご指摘の入退室管理装置については、令和5年12月に物品棄焼却処分伺を作成し、備品台帳の訂正を行った。</p> <p>(イ) ご指摘の取得価額が2万円未満であるなど消耗品とされる物品については、令和5年12月に備品台帳を確認し削除した。</p> <p>今後は、富山市物品管理規則及び富山市物品取扱要領に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 市民課
指 摘	休日に行った勤務について、超過勤務命令簿の合計欄への未記入に伴う人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	支給漏れのあった休日給について、令和5年11月に職員課へ修正の申告を行い、令和5年12月支給分の給与にて追加支給した。 今後は、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 大沢野行政サービスセンター
指 摘	休日に行った勤務について、人事給与システムへの入力漏れにより、休日給が支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	休日給の支給漏れについては、職員課と協議を行い、令和5年12月15日の給与支払い時に、追加支給を行った。 今後、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 大山行政サービスセンター
指 摘	領収した市営住宅使用料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘を受け、1月15日に改めて会計事務研修を実施し、領収した現金等の適正な払い込みと、職員の連絡体制について再確認を行った。 今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務処理を徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 大山行政サービスセンター
指 摘	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬の支給において、1日7時間45分に達するまでの勤務についての支給割合は100/100、それを超えた場合は125/100とすべきところ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間を125/100としたことにより、過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	ご指摘の過大支給分の超過勤務手当については、職員課と協議を行い、令和5年12月の報酬支払い時に、差額の調整を行った。 今後は、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき、適正な事務処理を徹底してまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾行政サービスセンター
指 摘	超過勤務手当の支給について、正規の勤務時間が割り振られた日の午後10時から10時30分までの勤務については、超過勤務手当150/100欄に記載すべきところ、125/100欄としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	過小支給分の超過勤務手当については、職員課と協議の上、令和5年12月給与支払い時に修正を行うこととし、同月15日に差額調整の措置をとった。 今後、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 八尾行政サービスセンター
指 摘	週休日の振替等について、休憩時間を除いた勤務時間は7時間であったため、4時間の勤務時間の割振り変更とすべきところ、週休日の振替をしているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘のあった終日振替対応については、4時間振替・4時間有給休暇の取扱とし、令和5年11月に関係書類（休暇整理簿、出勤簿、週休日勤務状況・振替及び4時間の勤務時間の割振り変更命令・実績簿）の訂正及びシステム修正（有給休暇残日数の変更）を行った。 今後は、職員の富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
市民生活部 婦中行政サービスセンター
指 摘
超過勤務手当の支給について、人事給与システムへの入力誤りにより、過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
過大支給分の超過勤務手当については、職員課と協議の上、令和5年11月分の給与支払い時に差額調整の措置をとった。 今後、富山市職員の給与に関する条例、富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	市民生活部 消費生活センター
指 摘	ア 領収した計量器検査手数料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の計量器検査手数料の払い込みについては、検査から帰所後即日又は、帰所が午後 3 時以降であれば翌日の朝、直ちに指定金融機関へ払い込まなければならないことを、所内で確認した。今後は職員間で支払いが終了したか相互確認を行い、再発防止を図ることとした。